



事務センターだより

第3号 H29.6.26

文責 藤本（阿蘇中）



6月30日は期末勤勉手当支給日です。

	支給割合	
	6月	12月
期末手当	1.225	1.375
勤勉手当	0.800	0.800
合計	2.025	2.175

※ 再任用、新採、臨採の先生、平成28年12月2日から平成29年6月1日の間に育休等休職期間がある方は勤務期間により支給率に相違があります。詳しくは事務職員までお尋ねください。

※ 期末勤勉手当から**共済掛金**が差し引かれます。その金額は、「標準期末手当等の額」(その月に支給された期末手当等の額を合計し、1000円未満の端数を切り捨てた額)



×
保険料・掛金の率

※ **所得税**も毎月の給料とは違った計算式で差し引かれます。期末勤勉手当支給総額から共済掛金を差し引いた金額を「賞与に対する源泉徴収税額表」なるものに当てはめて税額が決定されます。



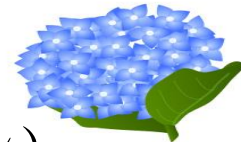
旅行復命について

阿蘇市学校管理運営規則 第70条

- ・ 職員の出張は校長が命ずる。
- ・ 出張した職員が帰校したときは、速やかに命令者に復命書を提出しなければならない。ただし、簡易なもの(校外勤務等)にあつては、口頭で復命するものとする。

現在は、ゆうネットに復命入力することになっています。出張後**3日以内**には入力をお願いします。

事務センターでは、毎月第1木曜日に旅行命令簿の査定を行っていますが、復命が完了していない旅行は、査定できませんので、翌月の処理となってしまいます。よろしくお願いします。



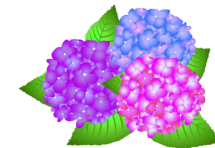
学校徴収金についてのお願い

学校事務センターの徴収形態は、給食費、学級費等の総額を徴収月で割った金額を集めています。

一ヶ月の徴収額が10000円弱となり、口座振替不能の件数が多い傾向があります。

督促作業に時間をとられますが、各ご家庭の状況確認児童生徒への配慮等、担任の先生方にご相談しなくてはならない事も多くあります。

職場の事務職員が未収金対応の悩みを一人で抱えることがないように、ご配慮をお願いします。



中央教育審議会答申 と 学校事務センター



「平成10年9月の中教審」において、学校現場の課題解決を目的として、学校の事務機能を強化するために、事務の共同実施が提言されました。教育費人件費の加算要因として予算措置が始まりました。



熊本県でも、平成11年より加配のある共同実施が、学校の事務機能の強化、教員の事務負担軽減を目的として始まりました。当初の加配数は県下で1名でした。



熊本県では、平成20年より県の庶務事務にかかるコストを効率化するため、全県下で加配のない共同実施がスタートしました。県の給与諸手当の認定権限が事務委任規定により市町村長から各校長に委任。さらに、共同実施主任に、専決権が付与。これに伴い、各市町村の管理運営規則において共同実施組織の位置づけ、共同実施主任の専決規程が整備されました。

平成26年度より、県下4地域で「学校事務センター」がスタートしました。①事務運営の効率化②学校事務職員のスキルアップ③事務処理におけるチェック体制の向上④教員の事務負担軽減が目的として掲げられています。学校の事務の集中化・効率化に向けて、様々な取り組みが行われています。

「平成29年3月第193回通常国会」において、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）』第47条の5に共同学校事務室の規定が追加されました。国会で学校における学校事務の機能を強化する必要性が認められ、今年度4月より法改正が施行されています。

熊本県では、今年4月の地教行法改正の前に、共同学校事務室＝「学校事務センター」がスタートしています。学校の事務職員が各学校の事務を担当しながら、共同組織において事務を集中化、効率化させていくスタイルは、国の方針とも一致しており、学校現場の課題解決のために継続・発展させていかなくてはならない事業です。

